

令和6年度姫路市市民後見人等養成研修



～あなたも市民後見人になりませんか？～

認知症や知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の代わりにお金の管理や福祉サービスなどの契約を行う後見人等を選び、本人を法律的に支援する成年後見制度があります。

姫路市成年後見支援センターでは、市民の方々が地域で後見人等として活動する「市民後見人」を養成する市民後見人等養成研修を実施しています。今回はその事前説明会を行います。

ご興味・ご関心のある方は、ぜひご参加ください。

※養成研修を受講するには、説明会への参加が必要となります。

※下記のいずれかの日程にご参加下さい。

- 日 時 令和6年5月31日(金)10:30～
令和6年5月31日(金)18:30～
令和6年6月 1日(土)13:30～

- 場 所 姫路市総合福祉会館5階 第5会議室

- 申込方法 電話またはFAX、ハガキ、メールにて申込み。
FAX、ハガキ、メールの場合は氏名（ふりがな）、電話番号、参加希望日時を記入。

- 申込締切 令和6年5月30日（木）

【申込・問合せ先】

姫路市成年後見支援センター

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番 姫路市総合福祉会館2階

TEL 079-262-9000/FAX 079-262-9001

✉ seinenkoukensien@himeji-wel.or.jp



市民後見人等養成研修に関する Q&A

Q1 市民後見人になるには資格や要件が必要ですか？

A1 市民後見人になるためには、養成研修を受講する必要があります。資格の有無は問いませんが、受講にあたっては要件がございますので、まずは説明会へご参加ください。

Q2 仕事をしても、市民後見人の業務ができますか？

A2 市民後見人の活動は、担当する事案によって異なりますが、一般的に後見人の業務と仕事を両立することは可能と思われます。
例)月2回程度の訪問や施設利用料の支払い等

Q3 後見人になると、ご本人のための費用を後見人が負担しますか？

A3 いいえ、後見人がご本人の生活費や介護サービス費用などを負担することはありません。後見人は、ご本人の財産を適切に管理し、その中から必要な支払い等を行います。

Q4 後見人になると、1人で活動しないといけないのですか？

A4 後見人だけではなく、ご本人を支援するケアマネジャー等の関係機関と連携しながら活動していきます。
また、市民後見人が後見活動を行うにあたっては、後見監督人が選任されます。姫路市では、後見監督人と成年後見支援センターが同行訪問や報告書の書き方のアドバイスなど、市民後見人の活動を支援します。

